

令和7年度12月補正（追加）予算の概要について

1 令和7年度酒田市一般会計補正予算（第8号）の概要

(1) 補正予算額	242,462千円
(2) 補正後の予算額	66,935,649千円
(3) 補正項目及び補正予定額	
① 歳 出	
〈総務課〉	
・ 基金管理事業	1,859千円
〔予算現計 1,860,422千円 + 補正額 1,859千円 = 1,862,281千円〕	
補正予算の財源調整による財政調整基金積立金の増額（令和7年度末残高見込3,689,901千円）	
〈人事課〉	
・ 職員給与費	6,298千円
〔予算現計 6,111,432千円 + 補正額 6,298千円 = 6,117,730千円〕	
山形県人事委員会勧告に準じた給与等の増額及び人事異動等による給与等の調整	
〈定期航路事業所〉	
・ 定期航路事業特別会計繰出金	△ 4,872千円
〔予算現計 94,262千円 + 補正額 △ 4,872千円 = 89,390千円〕	
定期航路事業特別会計における職員給与費の減額に伴う繰出金の減額	
〈こども未来課〉	
・ 物価高対応子育て応援手当給付事業【新規】	242,462千円
〔予算現計 0千円 + 補正額 242,462千円 = 242,462千円〕	
物価高対応子育て応援手当（こども1人当たり20,000円）の支給に係る経費の計上	
〈国保年金課〉	
・ 国民健康保険特別会計繰出金	△ 3,285千円
〔予算現計 755,818千円 + 補正額 △ 3,285千円 = 752,533千円〕	
国民健康保険特別会計における職員給与費の減額に伴う繰出金の減額	
② 歳 入	
〈こども未来課〉	
・ (国) 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金	242,462千円

2 令和7年度酒田市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）の概要

(1) 補正予算額	△ 4,872千円
(2) 補正後予算額	297,151千円
(3) 補正項目及び補正予定額	
① 歳 出	
〈定期航路事業所〉	
・ 職員給与費	△ 4,872千円
〔予算現計 92,239千円 + 補正額 △ 4,872千円 = 87,367千円〕	
山形県人事委員会勧告に準じた給与等の増額及び人事異動等による給与等の調整	
② 歳 入	
〈定期航路事業所〉	
・ 一般会計繰入金	△ 4,872千円

3 令和7年度酒田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要

(1) 補正予算額	△ 3,285千円
(2) 補正後予算額	10,121,493千円
(3) 補正項目及び補正予定額	
① 歳 出	
〈国保年金課〉	
・ 一般管理費	△ 3,285千円
〔予算現計 196,580千円 + 補正額 △ 3,285千円 = 193,295千円〕	
山形県人事委員会勧告に準じた給与等の増額及び人事異動等による給与等の調整	
② 歳 入	
〈国保年金課〉	
・ 事務費等繰入金	△ 3,285千円

酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員の給料表及び諸手当の支給額等を改定するなど、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

①山形県人事委員会勧告の給料表に準じて改定する。行政職給料表においては、初任給を高校卒業程度で12,300円、大学卒業程度で12,000円引き上げ、若年層から中堅層に重点を置きつつ、全ての職務の級の給料月額を引き上げる。行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定する。

②行政職給料表の4級及び5級並びに医療職給料表の一部について、最高号給を増設する。

(2) 諸手当の改定

①12月期の期末勤勉手当の支給月数を次のとおりとする。

【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

	6月期	12月期	合計
R7年度	期末勤勉	1.25月 1.05月	1.275月 1.075月 4.65月

【定年前再任用短時間勤務職員】

	6月期	12月期	合計
R7年度	期末勤勉	0.7月 0.5月	0.725月 0.525月 2.45月

②令和8年度以降の6月期及び12月期の期末勤勉手当の支給月数を次のとおりとする。

【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

	6月期	12月期	合計
R8年度	期末勤勉	1.2625月 1.0625月	1.2625月 1.0625月 4.65月

【定年前再任用短時間勤務職員】

	6月期	12月期	合計
R 8年度 以降	期末 勤勉	<u>0.7125月</u> <u>0.5125月</u>	<u>0.7125月</u> <u>0.5125月</u> 2.45月

③医療職給料表(1)適用職員に対する初任給調整額の上限額の引上げ及び宿日直手当の引き上げ等

3 施行期日

公布の日(原則令和7年4月1日適用。(1)②及び(2)②は、令和8年4月1日施行。)

交換願います。

総務常任委員協議会資料

令和7年12月17日
教育委員会社会教育課作成

酒田市公益研修センターの指定管理者の指定について

1 目的

酒田市公益研修センターは令和3年度から学校法人東北公益文科大学が指定管理者として管理しており、令和8年3月31日で指定管理が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。

2 指定管理施設

名 称 酒田市公益研修センター
所在地 酒田市飯森山三丁目5番地の1

3 指定管理者候補者

住 所 酒田市飯森山三丁目5番地の1
団体名 公立大学法人東北公益文科大学
理事長予定者 伊藤 守

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 選定方法 隨意選定

随意選定理由：酒田市指定管理者制度事務取扱基準5（2）「イ 当該施設に隣接又は併設する公の施設等の運営法人等が、一体的な管理運営を行うことが効率的と認められる場合」に該当するため

6 経過

令和7年 9月 8日 提案受付開始
令和7年 9月 30日 提案締切
令和7年 10月 8日 指定管理者選定委員会（指定管理者候補者の選定）
令和7年 12月 16日 指定管理者選定委員会（指定管理者候補者の選定【書面協議】）

7 選定結果

- (1) 得点 118.8 点 (配点 170 点)
(2) 評価 可 (受託能力がある)

※応募事業者が 1 者であったことから、受託能力の可否について審査しました。

(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 (2) 利用者の平等利用の確保	30	22.5
2 施設の効用の最大限の發揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 (3) 施設の効果的な活用方策 (4) 効率的運営の取組 (5) 要求水準等に対する取組	50	32.3
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的能力 (5) 施設運営に対する意欲等	60	41.5
4 法令遵守と安全管理の確保等が図られること	(1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 (5) 地域連携と地域貢献	30	22.5
合 計		170	118.8

※得点は、各委員の平均点である。

【評価】

- 可：受託能力がある (102 点超～170 点以下)
不可：受託能力に疑問がある (102 点以下)